

第3回吹田市市民自治推進委員会 会議録

1 日時

令和4年（2022年）2月10日（木）午後6時00分から午後7時00分まで

2 場所

吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

片上 孝洋（委員長）、梶原 晶（副委員長）、金井 隆典、中川 玲夢、中野 里美、
登るみ子、柳田康人

(2) 事務局

高田市民部長

市民自治推進室 高島室長、田家参事、加樂主幹、佐藤主査

4 傍聴者

0名

5 議題

(1) 自治基本条例の見直し検討について

(2) 市民参画の推進について

(3) その他

6 資料

(1) 吹田市自治基本条例見直し検討意見書案

(2) 市民参画の推進に関するダイジェスト版

7 会議の決定事項

自治基本条例見直しに関する意見書の文言について、議論を踏まえ、委員長と事務局で協議の上、
完成させる。

8 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

議事のまとめ

発言者	主な内容
委員長	第3回吹田市市民自治推進委員会を始めます。 まず、自治基本条例の見直し検討について、事務局から意見書案についての説明を受けます。
事務局	(説明)
委員長	それでは、意見書案についての追加や修正の意見をお聞かせください。 この意見書は、市民自治推進委員会の総意をまとめたものとなりますので、委員会全員の意見が一致した部分に限り、反映させることとなります。
事務局	初めに、本日欠席の委員から意見をいただいています。 意見書案の(2)の自治基本条例の周知について、具体的な取組を入れた方がよいのではないかと。また、(4)については、「自治会」が出てきますが、自治会だけでは少し弱いのではないかと。また、事務局で、(2)については、「シンポジウムなどの開催も含め」を入れて、取組をさらに推進することとしてはどうか。(4)については、「市と自治会など地域住民が協働して」としてはどうかと考えています。
A委員	(4)について、市と自治会だけではなくて、地域住民が入るのは賛成ですが、自分の地域での体験を踏まえると、「団体」も入れてほしいと思います。
B委員	(4)についてですが、活性化を図ることの主語がはっきりしないのですが、この文章をそのまま読むと、「自治会の活性化を図る」と読めます。自治会の活性化を図るのに、市と自治会、あるいは地域住民までが協働して活性化を図るというのは分かるのですが、ここで想定しているのは、自治会の活性化ということよろしいでしょうか。
事務局	前回までの議事録から自治会としております。 もっと広げるのであれば、コミュニティということも考えられますが、その辺は御議論いただければと思います。
委員長	B委員から、活性化する対象の主語が不明確であるという点と、この自治会だけでは、活性化する対象としては少し狭いのではないかという意見が出ました。
B委員	狭いという訳ではなく、主語の対象が自治会でも構わないのですが、そうするとおのずと協働する範囲もある程度限定されてくるのではないかと。広げすぎると、逆に自治会の活性化についてということに関しては、ぼやけてしまうのではないかと。 別に自治会を活性化するというのであれば、その場合、協働する対象をある程度きっちり考えた方がいいのではないかと。あれもこれも入れてしまうと、逆に活性化することに繋がらないのではないかという意見です。
委員長	今の議論で行くと、現状の自治会にさらに地域住民や地域団体が加わって、自治会を活性化させてくださいという書き方に変わってくることになりますよね。 もしくは、「コミュニティ」ともう少し広げると、その中に自治会や地域団体、地域住民が入ってくることになり、それらが市と協働するというふうになるのかなと思います。 一つの案として提案させていただきました。
C委員	指摘されていることについて、私もなるほどと思ひまして、目的がやはり市民参画ということであって、自治会は一つ的手段に過ぎないと思います。自治会の活性化イコール市民参画の向上に繋がるということだけでは弱いような気がします。 自治会もあるし、他のいろんな団体を総称して、「地域コミュニティ」とする方が市民参画ということに対して、的を射ていると思います。
D委員	確かに対象を広げすぎると、どこまでが市民参画なのかという問題が出てくると思いま

	す。インターネット上でもいろんな団体が吹田市の政策に興味を持って発言されているのを見ると、市民の意見や市の団体、コミュニティというのは本当に無数にあると思うので、文言自体は確かに自治会等という形でいいのかもしれないですが、対象とする主語ということで考えるならば、ケースバイケースではないかと。したがって、文言上は広い形で置いておいて、それぞれができるだけ一緒に関わっていくことが、今後必要になってくるのではないかと思います。
委員長	活性化させるために、市内にある自治会、地域住民、地域コミュニティを含めるということになるのですが、活性化させるため一番市民にとって身近なところはどこかという、現在の書き方では、自治会になる。その自治会をまず活性化させ、そこを中心にさらさらに活性化させることにより、市の全ての地域住民や地域団体が活性化していくというような、読み方もできる。書き方のロジックみたいなものになりますが。
事務局	ここで取り上げていただく議題を、自治会の活性化にするのか、あるいは地域コミュニティの活性化にするのか、どちらに置くのかというところを御議論いただければと考えます。
D 委員	議論が少し錯綜してしまうかもしれませんが、団体に固執しすぎるのは少し危ないのではないかなと感じます。逆に言うと、団体と関わってしまえばそれでいいのかという話にもなりますので、そのほかの団体と関わった上で、どういうふうに議論を活性化させるのかということまで考えなくてはならないのではないかと思います。
委員長	今、この案文の中に個別具体的なものをに入れてしまうか、今後議論する対象として、こういった自治会、コミュニティ、地域住民といったようなものを示しておいて、今後の市民自治推進委員会等で、さらにそれを個別に活性化させるための具体的な内容について、詰めていくというやり方もあるのかなと思っています。
C 委員	皆さんの御意見を伺っていますと、では年齢別はどうか、世代別はどうかという話しにもなる。例えば、私は自治会からこの委員会に選出されていますが、自治会は 60 代以上の方が多いですが、自治会の加入は世帯ごとですので、家族で加入することになります。もう少し 20～30 代や 40～50 代などの年齢層とか世代というような、市民参加や活性化についてはどうなのかというような考えがよぎったりします。
委員長	自治会は世帯ごとに加わるとなると、この世帯の中に性別、世代というのを含むので、それが各世代、性別の縮図と考えていけば、自治会でもいいのかなとも思います。
事務局	今までの議論を伺いまして、事務局案として、「市民参画の身近な場でもある地域コミュニティについて、コロナ禍も踏まえながら、市と自治会など、地域団体・住民が協働して活性化を図ること。」を提示したいと考えますが、どうでしょうか。
A 委員	地域や自治会などでの活動を思いおこした時、「コミュニティ」という言葉で全部含まれているのではないかと思います。また、個別の言葉が増えるより、コミュニティの方が、分かりやすく、話しも進みやすくなるのではないかと思います。
委員長	「コミュニティ」という言葉については、吹田市自治基本条例第 8 章にコミュニティの尊重等というのがあり、第 24 条に（居住地域又は関心、目的を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます）と書かれているので、このコミュニティの言葉はどこから持ってきましたかって言われると、条例上にもあるという説明がつくと思います。
B 委員	D 委員から、場所や活性化の対象にこだわるのはどうかという意見が出されて、その通りであると思いますが、ただ、ここに意見が出てきているのは、前回の委員会で、市民参画を実現するもっと身近な場であり、ツールでもある自治会が、高齢化や加入率も低下しているところであり、市民参画の場やツールが失われつつある。それが市民参画の停滞にも繋がっているという議論からこの一文が出てきていると理解しています。前回の議論

	を踏まえると、市民参画のためのツールや場である対象を活性化させるという意味のことは入れたほうが良いと思います。委員長の言われた地域コミュニティが自治会に限定するのではなく、そういう市民参画の場やツールを構成する様々なものを含むという意味で、適当と考えます。
委員長	(4)について、意見が出つくされましたので、事務局から提案をいただいた、「市民参画の身近な場でもある地域コミュニティについて、コロナ禍も踏まえながら、市と自治会など、地域団体・住民が協働して活性化を図ること。」これをベースに、皆さんからの意見を踏まえて、事務局との間で文言の確認等の調整をしてもよろしいでしょうか。 その他、(1)から(3)を含めて、それ以外に何か文言追加等があれば、御意見をお願いいたします。
A委員	(3)のICTについてですが、これは条例の中に加えられるものでしょうか。
事務局	この意見書案につきましては、条例の条文の見直しとは別になりまして、条例そのものの見直しは必要ないが、こういうことに留意して施策を進めてくださいという内容になっています。
委員長	条文自体の見直しについては、特に社会情勢等を見たときに変える必要はない。しかしながら、市民参画が活性化していない現状があり、そういった点を踏まえて、一つのツールとしてICTを使えばいいのではないかと入っています。 この4項目や、意見書案全体について、文言等の確認、修正等がありましたら、御意見をお願いします。 現時点では、(2)についての取組として、シンポジウムというような具体的な取組の内容を加筆すること。(4)は、地域コミュニティを加えるという意見が出ています。他に御意見はありませんか。 ないようですので、意見書の取り扱いについて、事務局の説明を受けます。
事務局	本日の御意見を踏まえまして、委員長と協議の上、正式な意見書の形に整えさせていただきます。その後、意見書をホームページにも掲載する予定でございます。
委員長	続いて、議題(2)の「市民参画の推進について」、「市民参画の推進に関する指針のダイジェスト版」について事務局から説明を受けます。
事務局	ダイジェスト版については、吹田市市民参画の推進に関する指針そのものをまとめたダイジェスト版と第7期の委員の意見をまとめてイメージ化したものとしてPart2と2種類を作成しています。ダイジェスト版については、各委員からいただいた意見として、吹田市自治基本条例にも載っている市民福祉という言葉も加えたほうが良いのではないかと意見をもらいましたので、加えています。裏面の方は、市民参画の手法を4つのカテゴリーに分けていましたが、どういうカテゴリーになるかを示した方がよいのではないかと意見をいただきましたので、それぞれ「会議に参画」、「市民どうして」、「意見の表明」、「意見交換等」という、文言を入れさせていただいています。 次に、ダイジェスト版Part2ですが、地域のネットワークに様々なものが入っていますが、この中の「ガバナンス」と「行動を変える」というのが、分かりにくいのではないかと御意見をいただきましたので、「ガバナンス」については、組織運営などのガバナンスということと、「行動を変える」については、地域に関わることが行動を変えることに繋がるというような位置付けで、それぞれ言葉を追加して修正をしています。修正点は以上です。 御意見いただいて修正しましたので、一応これで完成という形にして、これをいろんなところに出していければと考えています。
委員長	その他事務局から何かありますか。

事務局	ございません。次回の開催日程については、来年度に入りましてから、開催予定時期、議題につきまして、御連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。
委員長	以上で本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。

※ 順にA委員、B委員、C委員…と表記しています（委員長、副委員長を除きます）。